

## 株式会社大阪水道総合サービス

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

### 1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

本市が職員により実施している水道管及びその付属設備の維持管理業務（以下「本件業務」という。）の委託による実施

### 2 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

#### (1) 1の施策を達成する上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）の公益性及び本市の関与の必要性

本件業務は、市民生活や都市活動において不可欠なライフラインである水道を供給する施設の維持保全を図る極めて公共性の高い業務である。

本件業務については、現在当該業務に従事している職員の退職時期に合わせて段階的に委託化することとし、本市が策定する計画に従って委託量を拡大していくこととしており、また、現時点では本件業務のような水道管等の維持管理業務を民間事業者に委託している事例は少なく、とりわけ本件業務については、事業規模が大きく他の埋設管が輻輳する地域で実施することから特有の技術・ノウハウが必要となるものであり、本市が本件業務を当該法人に委託して実施するに当たっては、本市において当該法人による本件業務の執行体制の構築や技術・ノウハウの習得に関与していくことが必要となるものである。

#### (2) 当該法人が行う本市の補完・代替活動を活用する必要性

当該法人は、本件業務を受託できる体制や十分な技術・ノウハウは持ち合わせていないものの、長年にわたる本市からの水道事業に関する業務の受託や近年における大阪府内をはじめ多くの市町村からの水道事業の運営に係る技術的事項や人材の確保・育成等に関する業務の受託を通じて水道事業に関する総合的な技術・ノウハウを蓄積してきており、本件業務の委託先として最も現実的かつ適切な存在であるため。（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(ア)に該当）

### 3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

現在本市の職員が行っている本件業務について、本市が策定する計画に従って、人員体制の確保と本市からの技術・ノウハウの継承をしながら段階的に受託していくこと。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の補完・代替活動について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

当該法人が行う本市の補完・代替活動については、現時点において本件業務を受託する人員確保等のため投資したコストを回収することができるだけの受託料収入を得られることが確定的に見込めない中で先行投資しながら、受託量についても本市主導でその策定する計画に従って拡大していくものであり、営利を目的とする当該法人と必ずしも利害が一致しない内容のものであることから、当該法人が行う本市の補完・代替活動の方針等について当該法人の自律性に委ねるのではなく本市が指導及び調整をしてコントロールしていく必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人が行う本市の補完・代替活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて、当該法人が作成する中期計画及びこれに基づく年次計画の立案や実施に深く参画していくことが最も効果的である。